

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ① IT を活用し取引先との情報共有や業務・契約書類のデジタル化を進め、サプライチェーン全体での効率化に努め、業務の効率化とパートナー企業様の負担低減に努めます。
- ② 従業員・出向者をチーム化し、ものづくり改革活動など人財育成活動を推進する。
- ③ 電子商取引（電子契約を含む）の推進により、取引先の業務効率化・テレワークの実現を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、協力事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど協力事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 工事書類管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に工事契約を結び、協力事業者に対して事務作業が負担になるような取り組みは行いません。

また、工事前の契約締結を結び、適切な工事が行えるように努めます。

③ 手形などの支払条件

工事後は請求に伴い、下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

また、出来高請求があった際も工事進捗に伴い、適切な代金を支払います。

④ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、協力事業者に対して、適正なコスト負担や業務増加を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、協力事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開を支援すると共に、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- パートナー企業様と共存共栄ができるよう情報共有を行い、従業員には生活の安定と希望を、お客様には付加価値の高い商品を提供することで、地域社会に貢献できる企業を目指します。
- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ(相場)等に基づき合理的に依頼・交渉します。
- 約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2022 年 12 月 13 日

富田商事株式会社

代表取締役社長 富田 浩史

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。